

令和元年

第2回東栄町議会定例会 会議録

(会議録原本と一部異なる部分があります)

(第3日)

令和元年6月18日 (火)

令和元年第2回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和元年6月18日(火) 開会 午前10時00分  
閉会 午後12時03分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	総務課長	内藤敏行
税務会計課長	前地忠和	参事兼振興課長	丹羽貴裕
地域支援課長	加藤文一	医療センター事務長	伊藤知幸
住民福祉課長	伊藤太	経済課長	夏目明剛
事業課長	伊藤久司	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 伸 書記 神谷純子

## 出席議員の報告

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 議案第 40 号 東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 41 号 東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 42 号 東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 43 号 東栄町老人福祉施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 44 号 東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 45 号 東栄町東菌目ふれあいプラザ設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 46 号 東栄町産業会館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 47 号 東栄町林業センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 48 号 東栄町生活改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 49 号 東栄町交流促進センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 50 号 東栄町高齢者いきいき健康増進施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 51 号 東栄町ふれあい交流施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 52 号 東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 53 号 東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 54 号 東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 55 号 東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 56 号 東栄町三輪コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 57 号 東栄町多目的研修集施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 58 号 令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 21 議案第 59 号 令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 22 議案第 60 号 令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 23 議案第 61 号 令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

- 日程第 2 4 議案第 62 号 令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）  
について
- 日程第 2 5 議案第 63 号 令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 1 号）につい  
て
- 日程第 2 6 議案第 64 号 令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 7 意見書第 2 号 地方財政の拡充を求める意見書（案）の提出について
- 日程第 2 8 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

---

## 開会宣言

---

### 議長（原田安生君）

ただ今の出席議員は8名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から、『令和元年第2回東栄町議会定例会』を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元にご配布申し上げてありとおりでございます。

---

## 議案の追加上程

---

### 議長（伊藤芳孝君）

ここでお諮りいたします。日程第25の次に、日程第26、議案第64号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第2号）について』、日程第27、意見書第2号『地方財政の拡充を求める意見書（案）の提出について』、日程第28、『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』以上、3案件が、本日追加提出されましたので、上程したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（原田安生君）

異議なしと認めます。よって、日程第26から日程28までの3案件を追加することに決定いたしました。

---

## 委員長報告

---

### 議長（原田安生君）

日程第1、委員長報告を行います。去る、6月7日の本会議において、各委員会に付託しました案件に対する審査結果につきまして、各委員長に報告を求めたいと思います。

はじめに『総務経済委員長』に報告を求めます。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番 総務経済委員長。

### 1番（伊藤芳孝君）

総務経済委員会の審査結果を会議規則第39条の規定により報告いたします。

本委員会には、議案第40号『東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について』、議案第41号『東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について（関係分）』、議案第46号『東栄町産業会館設置及び管理に関する条例の一部改正について』、議案第47号『東栄町林業センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』、議案第48号『東栄町生活改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』、議案第49号『東栄町交流促

進センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』、議案第 50 号『東栄町高齢者いきいき健康増進施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』、議案第 51 号『東栄町ふれあい交流施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』、議案第 52 号『東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例の一部改正について』、議案第 53 号『東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の一部改正について(関係分)』、議案第 56 号『東栄町三輪コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について』、議案第 57 号『東栄町多目的研修集会施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』、議案第 58 号『令和元年度東栄町一般会計補正予算(第 1 号)について(関係分)』、議案第 60 号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算(第 1 号)について』、議案第 61 号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について』、議案第 62 号『令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について』以上の計 16 議案が付託されました。6 月 13 日の委員会審査の結果、議案第 40 号、41 号関係分、58 号関係分、60 号、61 号、62 号については全会一致、議案第 46 号から 52 号、53 号関係分、56 号、57 号については、賛成多数で原案のとおり可決されました。なお、本委員会は議員全員で構成され、全員が出席しておりますので、質疑、討論及び採決につきましては、省略させていただきます。以上で総務経済委員会の審査報告を終わります。

続いて、総務経済委員会協議会の報告をいたします。総務経済委員会協議会では、送付されました 1 件の陳情書について、協議を行いました。『地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書』であります。協議会では協議の結果、議長預かりとすることを賛成多数で確認しましたので報告いたします。なお、協議会では東栄町議会独自に、地方財政の拡充を求める意見書を提出することを、全会一致で合意・確認しましたので、本日追加上程させていただきました。

以上で、総務経済委員会の審査報告及び総務経済委員会協議会の報告を終わります。

#### 議長(原田安生君)

総務経済委員長長の報告がおわかりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

#### 議長(原田安生君)

はい、総務経済委員長長の報告に対する質疑を打ち切ります。

次に『文教福祉委員長』に報告を求めます。

(「議長、5 番」の声あり。)

はい、5 番 文教福祉委員長。

#### 5 番(加藤彰男君)

それでは、文教福祉委員会の報告をいたします。文教福祉委員会の審査結果を会議規則第 39 条の規定により報告いたします。

本委員会には、議案第 41 号『東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について(関係分)』、議案第 42 号『東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』、

議案第 43 号『東栄町老人福祉施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』、議案第 44 号『東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』、議案第 45 号『東栄町東菌目ふれあいプラザ設置及び管理に関する条例の一部改正について』、議案第 53 号『東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の一部改正について(関係分)』、議案第 54 号『東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』、議案第 55 号『東栄町医療センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』、議案第 58 号『令和元年度東栄町一般会計補正予算(第 1 号)について(関係分)』、議案第 59 号『令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について』、議案第 63 号『令和元年度東栄町医療センター特別会計補正予算(第 1 号)について』の計 11 議案が付託されました。

6 月 14 日の委員会審査の結果、いずれの議案も賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。なお、本委員会は議員全員で構成され、全員が出席しておりますので、質疑につきましては、主な議案の項目のみ報告させていただきます。議案第 41 号については「消費税増税分の計算方法について」そして「施設の利用率・使用料の見直し・軽減の検討について」それから「公共施設の管理と赤字等について」の質疑がありました。議案第 58 号については、医療センター・保健福祉センター設計者選定支援業務委託料などに関わる質疑。内容は「建設計画と見通し」「協議検討過程」などについてです。続いて、花祭会館映像データベースシステム更新委託料に関わる質疑。「業者の選定について」「映像化の花祭り開催地区について」「更新の内容について」などがありました。小学校の机・椅子の備品整備購入について、東栄町のゴルフクラブ補助金に関わる質疑などについても議論がされました。なお、議案第 59 号については、関連として国民健康保険料の軽減についての意見がありました。なお、採決の結果は次のとおりです。議案第 41 号から第 55 号の 8 議案は、賛成多数により可決。議案第 58 号は、賛成 3 名反対 3 名の可否同数のため、委員会条例により、委員長採決の結果、賛成多数にて可決しました。議案第 59 号は賛成多数により可決、議案第 63 号は全会一致にて可決されました。なお、教育課関係で当日の質疑の中で、会期中に補足説明する内容につきましては、このあと担当課から説明があります。以上で、文教福祉委員会の審査報告を終わります。

続いて、文教福祉委員会協議会の報告をいたします。文教福祉委員会協議会では、送付されました 2 件の陳情書について、協議を行いました。1 つ目『保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げ求める意見書の提出を求める陳情書』、もう 1 点は『すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情書』。協議会では協議の結果、いずれの陳情書も議長預かりとすることを賛成多数により確認しました。また陳情者には、陳情趣旨を理解した旨を連絡することも合わせて確認しましたのでご報告いたします。なお、協議会では医療・福祉に関する所管委員会として、東栄医療センターなどの調査・研究に関する協議を委員会協議会として、必要に応じて開催することを確認しましたので、併せて報告いたします。

以上で、文教福祉委員会の審査報告及び文教福祉委員会協議会の報告を終わります。

#### 議長(原田安生君)

文教福祉委員長の報告が終わりました。

ここで、執行部から発言の申し出がありますので、許可します。

（「議長、教育課長」の声あり）

はい、教育課長。

**教育課長（栗嶋賢司君）**

6月14日の文教福祉委員会の中の質疑で、後日回答させていただくこととなっているものがありましたので、ここで回答させていただきます。山本委員から「教育費の花祭会館映像データベースシステム更新委託料について、前年度はどのような経緯で業者が選定され、指名願いは提出されているか」との質問がございました。この事業は、花祭りの映像と花祭りの内容を解説するコンテンツを作成するもので、名古屋大学との官学連携で行いました。業者選定にあたりましては、名古屋大学と共同で業務を遂行できる事業者を契約の相手方とすることとし、名古屋市の株式会社堀内カラー名古屋営業所に政策を委託しました。入札参加資格申請、いわゆる指名願いも提出されております。文教福祉委員会で保留となっております。回答は以上でございます。

**議長（原田安生君）**

続いて、この報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

文教福祉委員長の報告に対する質疑を打ち切ります。

以上で、各委員会の委員長報告を終了します。

---

**議案第40号**

---

**議長（原田安生君）**

次に、日程第2、議案第40号『東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第40号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、以上で、議案第40号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、討論なしと認めます。これより、議案第40号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 40 号『東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

## ----- 議案第 41 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 3、議案第 41 号『東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 41 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 41 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。反対ですか。

（「反対です」の声あり）

4 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。反対討論をいたします。この議案は、東栄町の公共施設の使用料および手数料を一斉に値上げするという内容です。斎場の使用料は、町民 1 万 300 円から 1 万 480 円に 180 円の値上げとなり、同様に葬祭場は 580 円、祭壇は 200 円、それぞれ上がります。その他東栄町グリーンハウス、弓道場、テニスコート等々使用料および手数料が値上げされます。10 月 1 日から施行となっています。

私が反対する理由は、この一斉値上げが消費税の 10 パーセントへの引き上げに伴うものであること、町が提案理由の中で、消費税の増税が「社会保障の安定財源の確保」につながるとしていることです。私は、町内の公共施設の利用状況や設備投資を理由にした値上げには一定の根拠があると考えます。しかし、消費税の増税はその導入以来、法人税の大減税の穴埋めとして機能してきたと考えます。決して医療・福祉の充実といった社会保障のためにはなっていないと思います。また、消費税の増税の時期も、与党・自民党の幹事長代行が「延期の可能性もある」と発言しているとおり、経済状況や参議院選挙の結果次第では、どうなるか分からないものです。消費税の値上げが決まったとしても、私は町民の負担とのバランスを検討し、一部の施設の利用料の据え置き、あるいは価格の再設定などの負担軽減措置をとってもいいのではないかと提案するものです。以上、反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

## 5 番（加藤彰男君）

本定例会に上程されています議案第 41 号から議案 57 号の 17 案件については、10 月からの消費税増税に伴う町の施設での利用料・使用料の改定を主たる理由とする条例改正です。10 月からの消費税増税は、1989 年導入された消費税 3%から、1997 年の 5%、さらに 2014 年の現行の 8%を経て、初めて 2 桁台の 10%になるものです。消費税そのものは導入当初から「逆進性」の問題、これは所得の低い人ほど税の負担が大きくなるという問題が指摘されてきました。このような消費税の税制度は都市と比べて地方、とりわけ山間地域においては、その逆進性の影響は大きいと言わざるを得ません。東栄町は県下 54 自治体のなかで、人口一人あたりの家計所得が一番低くなっており、その逆進性の矛盾を一番受けているとも言えます。これは個人や家庭での税負担を通して、その自治体全体の経済への大きな影響があり、また行政そのものも影響を及ぼすと言わざるを得ません。今回の消費税増税に伴う町の利用料・使用料の改訂は、厳しい自治体財政のこの町において消費税増税分の負担をどう扱うか、その対応には極めて厳しい判断があると思われます。消費税増税分の 2%を利用者負担・住民負担にするのか、それとも財政の厳しい基礎自治体が代わって負担する制度措置を行うのか、いずれにしても今回の消費税増税が、国の経済政策、税制度として中止されない限り、東栄町の 3,200 人余の私たち自身の負担になることは変わりません。以上の状況を踏まえたときに、今回の消費税増税全般によって町民の皆さんが負担増となる部分を、このまちの福祉政策として補っていく必要があります。例えば、今回の消費税増税分の一部を財源とする幼児教育・保育の無償化を 0 歳児から 2 歳児の国の対象基準を拡大して独自として無償化・軽減化を広げることや、小中学校における就学援助制度を拡大すること、さらに高齢者の方には多くの過疎自治体で行っている、交通手段への援助制度拡大や、冬場の暖房費補助などを検討することも大切です。また町施設利用者である町民の皆さんには、委員会の質疑でも出されたように新たな軽減措置の検討も求められています。今回の消費税増税の影響を、財政のあり方を見直しながら、町全体の取り組みや政策を豊かにし、その影響を最小限にしていく、そのことこそ私たち住民ひとり一人の暮らしの豊かさにつながります。同時にこの取り組みが、まちづくり基本条例を基本にした主体的なまちづくりを進める自治であると考えます。それぞれの、そして様々な違いを越えて、何よりも住民福祉のために行政と議会がともに力をあわせていくことが、このまちに求められています。以上、各種の世論調査にもあるように、多くの方が今回の消費税増税を望んでいない。その気持ちを共有しつつ、今後もさらに幅広い住民福祉を進めることを基本に、今回の条例改正を行政上のやむを得ない必要な手続きと判断し、賛成いたします。以上です。

## 議長（原田安生君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

## 議長（原田安生君）

はい、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより議案第 41 号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いします。

<挙手 賛成者 6名>

議長（原田安生君）

挙手多数であります。よって、議案第 41 号『東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

---

## 議案第 42 号

---

議長（原田安生君）

次に、日程第 4、議案第 42 号『東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 42 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 42 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

反対です。理由は第 41 号議案の討論で述べたとおりです。

議長（原田安生君）

次に賛成者の発言を許します。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

同様に先ほどのところで賛成討論を述べましたので、同じ趣旨です。以上です。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより議案第 42 号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<挙手 賛成者 6名>

議長（原田安生君）

挙手多数です。よって、議案第 42 号『東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

---

### 議案第 43 号

---

議長（原田安生君）

次に、日程第 5、議案第 43 号『東栄町老人福祉施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 43 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 43 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

反対です。理由は第 41 号議案の討論で述べたとおりです。

議長（原田安生君）

はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5 番」の声あり）

5 番（加藤彰男君）

同様に 41 号についての賛成討論と同じ趣旨です。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより議案第 43 号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<挙手 賛成者 6名>

議長（原田安生君）

はい、挙手多数であります。よって、議案第 43 号『東栄町老人福祉施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

---

## 議案第 44 号

---

議長（原田安生君）

次に、日程第 6、議案第 44 号『東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 44 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で、議案第 44 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

反対です。理由は第 41 号議案の討論で述べたとおりです。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5 番」の声あり）

5 番（加藤彰男君）

41 号における賛成討論と同じ趣旨です。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより議案第 44 号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いします。

<挙手 賛成者 6名>

議長（原田安生君）

賛成多数であります。よって、議案第 44 号『東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

---

### 議案第 45 号

---

議長（原田安生君）

次に、日程第 7、議案第 45 号『東栄町東菌目ふれあいプラザ設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 45 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 45 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

反対です。理由は第 41 号議案の討論で述べたとおりです。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

同様に 41 号の賛成討論と同じ趣旨です。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより議案第 45 号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<挙手 賛成者 6名>

議長（原田安生君）

挙手多数であります。よって、議案第 45 号『東栄町東菌目ふれあいプラザ設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

---

### 議案第 46 号

---

議長（原田安生君）

次に、日程第 8、議案第 46 号『東栄町産業会館設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 46 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。  
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 46 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。  
（「議長、4 番」の声あり）  
4 番。

4 番（浅尾もと子君）

反対です。理由は第 41 号議案の討論で述べたとおりです。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。  
（「議長、1 番」の声あり）  
はい、1 番。

1 番（伊藤芳孝君）

議案第 46 号『東栄町産業会館設置及び管理に関する条例の一部改正について』、賛成の立場から討論を行います。少子高齢化により、現役世代が減っていく一方で、高齢者は増えています。社会保険料など現役世代の負担が高まりつつある中で、社会保障の財源のために所得税や法人税の引き上げを行えば、一層現役世代に負担が集中します。特定のものに負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担する消費税が、高齢化社会における社会保障の財源にふさわしいと考えられます。その安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律の施行に伴い、使用料の改正を行うものであり、賛成いたします。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（原田安生君）**

はい、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより議案第 45 号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<挙手 賛成者 6 名>

**議長（原田安生君）**

挙手多数であります。よって、議案第 46 号『東栄町産業会館設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

---

### ----- 議案第 47 号 -----

**議長（原田安生君）**

次に、日程第 9、議案第 47 号『東栄町林業センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 47 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（原田安生君）**

以上で、議案第 47 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「議長、4 番」の声あり)

はい、4 番。

**4 番（浅尾もと子君）**

反対です。理由は第 41 号議案の討論で述べたとおりです。

**議長（原田安生君）**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「議長、1 番」の声あり)

はい、1 番。

**1 番（伊藤芳孝君）**

はい、46 号と同じ趣旨で賛成します。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより議案第 47 号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<挙手 賛成者 6 名>

議長（原田安生君）

挙手多数であります。よって、議案第 47 号『東栄町林業センター 設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 48 号

---

議長（原田安生君）

次に、日程第 10、議案第 48 号『東栄町生活改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 48 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 48 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

4 番。

4 番（浅尾もと子君）

反対です。理由は第 41 号議案の討論で述べたとおりです。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（伊藤芳孝君）

議案中第 46 号と同じ趣旨で賛成します。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第 48 号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いします。

<挙手 賛成者 6 名>

議長（原田安生君）

挙手多数であります。よって、議案第 48 号『東栄町生活改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 49 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 11、議案第 49 号『東栄町交流促進センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 49 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 49 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

4 番。

4 番（浅尾もと子君）

反対です。理由は第 41 号議案の討論で述べたとおりです。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（伊藤芳孝君）

議案第 46 号と同じ趣旨で賛成します。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第 49 号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<挙手 賛成者 6 名>

議長（原田安生君）

挙手多数であります。よって、議案第 49 号『東栄町交流促進センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 50 号

---

議長（原田安生君）

次に、日程第 12、議案第 50 号『東栄町高齢者いきいき健康増進施設 設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第 50 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 50 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。反対討論をいたします。この議案は、とうえい温泉の使用料を引き上げる内容です。大人 1 回券が 50 円の値上がりとなり、700 円に。子どもは 30 円の値上げで 380 円となります。回数券もそれぞれ上がることとなります。町の提案理由は、消費税の増税ともうひとつ施設運営のため利用者に適切な負担をもとめるものです。すなわち、今議会の補正予算にとうえい温泉のボイラーの改修費、約 7 千万円が計上されているように、その利用者負担については、私はやむを得ないものだと考えます。とうえい温泉の利用者にとって、その安定的な運営は不可欠です。その意味で、私は値上げする理由の一部に賛成いたします。しかしながら、消費税の増税に伴う値上げは、第 41 号議案の討論で述べたとおり、到底納得することが出来ないため反対いたします

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

議案第50号『東栄町高齢者いきいき健康増進施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』賛成の立場から討論を行います。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律の施行及び燃料費等の高騰など経済状況を考慮して施設運営のため利用者に適切な負担を求めるため使用料の改正を行うものであり賛成いたします。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第50号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<挙手 賛成者6名>

議長（原田安生君）

挙手多数であります。よって、議案第50号『東栄町高齢者いきいき健康増進施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第51号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第13、議案第51号『東栄町ふれあい交流施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第51号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第51号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

**4番（浅尾もと子君）**

反対です。理由は第41号議案の討論で述べたとおりです。

**議長（原田安生君）**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

**1番（伊藤芳孝君）**

議案46号と同じ趣旨で賛成します。

**議長（原田安生君）**

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第51号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<挙手 賛成者6名>

**議長（原田安生君）**

挙手多数であります。よって、議案第51号『東栄町ふれあい交流施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- **議案第52号** -----

**議長（原田安生君）**

次に、日程第14、議案第52号『東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第52号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

以上で、議案第52号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

**4番（浅尾もと子君）**

反対です。理由は第41号議案の討論で述べたとおりです。

**議長（原田安生君）**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

**1番（伊藤芳孝君）**

議案第46号と同じ趣旨で賛成します。

**議長（原田安生君）**

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第52号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<挙手 賛成者6名>

**議長（原田安生君）**

挙手多数であります。よって、議案第52号『東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- **議案第53号** -----

**議長（原田安生君）**

次に、日程第15、議案第53号『東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第53号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

以上で、議案第53号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）  
4番。

**4番（浅尾もと子君）**

反対です。理由は第41号議案の討論で述べたとおりです。

**議長（原田安生君）**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

**1番（伊藤芳孝君）**

議案第46号と同じ趣旨で賛成します。

**議長（原田安生君）**

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第53号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<挙手 賛成者6名>

**議長（原田安生君）**

挙手多数であります。よって、議案第53号『東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

## ----- 議案第54号 -----

**議長（原田安生君）**

次に、日程第16、議案第54号『東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第54号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

以上で、議案第54号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）  
4番。

**4番（浅尾もと子君）**

反対です。理由は第41号議案の討論で述べたとおりです。

**議長（原田安生君）**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

**5番（加藤彰男君）**

41号での賛成討論と同じ趣旨です。

**議長（原田安生君）**

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第54号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いします。

<挙手 賛成者6名>

**議長（原田安生君）**

挙手多数であります。よって、議案第54号『東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- **議案第55号** -----

**議長（原田安生君）**

次に、日程第17、議案第55号『東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第55号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

以上で、議案第55号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）  
4番。

**4番（浅尾もと子君）**

反対です。理由は第41号議案の討論で述べたとおりです。

**議長（原田安生君）**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5番」の声あり）  
はい、5番。

**5番（加藤彰男君）**

41号の賛成討論と同様の趣旨です。以上です。

**議長（原田安生君）**

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第55号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<挙手 賛成者6名>

**議長（原田安生君）**

挙手多数であります。よって、議案第55号『東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- **議案第56号** -----

**議長（原田安生君）**

次に、日程第18、議案第56号『東栄町三輪コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第56号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

以上で、議案第56号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）  
4番。

**4番（浅尾もと子君）**

反対です。理由は第41号議案の討論で述べたとおりです。

**議長（原田安生君）**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

**1番（伊藤芳孝君）**

議案第46号と同じ趣旨で賛成します。

**議長（原田安生君）**

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第56号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<挙手 賛成者6名>

**議長（原田安生君）**

挙手多数であります。よって、議案第56号『東栄町三輪コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- **議案第57号** -----

**議長（原田安生君）**

次に、日程第19、議案第57号『東栄町多目的研修集会施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第57号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

以上で、議案第57号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）  
4番。

**4番（浅尾もと子君）**

反対です。理由は第41号議案の討論で述べたとおりです。

**議長（原田安生君）**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、1番」の声あり）  
はい、1番。

**1番（伊藤芳孝君）**

議案第46号と同じ趣旨で賛成します。

**議長（原田安生君）**

ほかに討論はございませんか。  
（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第57号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<挙手 賛成者6名>

**議長（原田安生君）**

挙手多数であります。よって、議案第57号『東栄町多目的研修集会施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- **議案第58号** -----

**議長（原田安生君）**

次に、日程第20、議案第58号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第1号）について』の件を議題といたします。議案第58号の質疑に入ります。はじめに「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の10ページから43ページまで。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）  
はい、4番。

**4番（浅尾もと子君）**

8款の防災行政無線の質疑の際に、将来的に個別受信機の買い替えを町民にお願いすると

いう旨答弁がありました。町民負担はいくらになるのか、いつ購入設置する予定なのか伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、総務課長。

**総務課長（内藤敏行君）**

個別受信機の購入でございますが、まだこれから2年をかけて本当に必要かどうか調査に入ります。まだ時期は決まっておられません。受信機の価格でございますが、だいたい4万5,000円、1台、アンテナが1機で5万円、10万円弱の経費になります。まだ時期とか導入についてはまだ決まっている段階ではありません。

**議長（原田安生君）**

はい、4番いいですか。

そのほかございますか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

**5番（加藤彰男君）**

30ページ、31ページのところの商工費、温泉施設費のところですけども、委員会のところでも質疑をしまして、このボイラー等更新とともに全体の経営を考えていく必要があるんじゃないかという話をさせていただきました。今後の中で、この関係の中で、長期のメンテナンスまたは更新の見通しに伴う全体の経営の問題で、これを早急にやっていただくという話だったと思うんですけど、概ねどんなような部分を考えてみえるか、担当課でもしあればお願いいたします。

（「議長、経済課長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、経済課長。

**経済課長（夏目明剛君）**

メンテナンスに関しましては、一応15年を計画しております。それは今までの修繕の履歴等から出しまして、この時期で交換したものはいいというものは交換していくという考え方をします。それから経営に関しましては、極力地域と協働していく、その地域に対しての経済効果を生んでいくということで、連携しながら経営をしていく。お互いに効果を生むような方策で考えていきたいと思っております。以上です。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

そうしますと今後の進め方のところは、担当課の経済課だけじゃなくて、横断的にいわゆる役場全体の関係各課を横断するようなプロジェクトを含めて、それなりのものを考えていく。当然それを出したときには、町民の皆さんにもお伝えしながら、より一層とうえい温泉がこの町の経済でもあり、観光であり、交流の大きな場としていくと、そういう位置付けという認識ですかね。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

おっしゃるとおりです。町内のプロジェクトの中で横断的に、町民の方も一緒に協議していただいて、事業者とそれから町民の方と連携しながらやっていきたいと思えます。

議長（原田安生君）

よろしいですか。そのほかございますか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

25ページの保健衛生総務費でございます。委員会でも充分議論したと思えますけど、大事なところでございますので、確認をさせていただきます。この委託料、医療センター・保健福祉センター設計者選定支援業務委託料として、地歴及び土壌調査委託料、この委託料2本が通った場合に、候補地としては旧明石跡地に決定をする。そして、規模については、これからまだ協議をして最終決定をすると、そういうことでよろしいか町長に確認をいたします。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

委員会の折にもご説明をさせていただきました。現段階は基本計画の時間経過によるもの、それから内容再検討、いわゆる機能検討を含め、例えば診療科目等も含めまして、その検討をさせていただきたいと思っております。そして土壌汚染調査等の実施をさせていただきますが、機能等の再検討をさせていただいた結果、それから土壌調査の結果による対応を含めまして、最終的な決定をさせていただきたいと思っております。基本計画最終決定となるの

が、概ね8月から10月の3カ月間を考えております。そういった状況の中で最終決定をさせていただき、その後、当然基本設計の方に入っていきたいというふうに思っておりますので、今1番議員からお話がありました予算計上をさせていただいた状況でありますので、いわゆる診療所の中身の前回基本構想・基本計画にありますように、一般的な今現在の診療体制の中での部屋の数だったりを、今イメージとして基本構想として載せさせていただいておりますので、その状況も含めまして最終的な決定をする段階は、もう少しお時間をいただきたいというふうに思っております。以上です。

**議長（原田安生君）**

ほかありませんか。

以上で「歳出」の質疑を終わります。次に、「歳入」全般について質疑をお願いいたします。補正予算説明書の4ページから9ページまで。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

**5番（加藤彰男君）**

4ページ、5ページのところですけれども、これも委員会質疑しましたので、改めて確認ということでお願いしたいんですけれども、森林環境譲与税、これについては担当係長から今後の見通しを口頭で説明ありました。改めて確認ですけれども、愛知県の森緑税の活用の方向、さらに国をあげてということで森林環境譲与税の活用という大変大きな柱だと思うんですけれども、この譲与税そのものをどう使っていくのか。今回も一部歳出の方で関連していると思うんですけれども、今後のこれをどういうふうな町として使う目的を明確にしていくのか。また、その事業性と関連付けるのかということが1つと、それからやはり長期的にどのくらいの見通しになっていくのかということも当然この税をどう使うかという方向とワンセットなわけですから、税の見通しが分かる範囲とそれから方向性使う目的について、今後出させていただけたらということで思いますので、今日っていうわけじゃありませんので、今後の中で随時そういう説明をしていただきたいということをもっとお願いしたいと、そういう確認をしたいんですけどいいでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、経済課長。

**経済課長（夏目明剛君）**

委員会の中でもご説明させていただきましたが、今までの事業で里山林といって皆伐をする事業、それから搬出事業、その継続っていうことを行っていくんですけれども、当初重要になってくるのが境界の確認です。地権者が町外の人が多くなったり、分からなくなっているということで、なるべくそれを早めにやっていきましょうと、その中で今後どういった保全、それから管理をしていくかというのは、またいろんなこと協議しながら進めていきますので、それはまたご報告、またご相談させていただきます。

#### 議長（原田安生君）

その他ございますか。

以上で、議案第 58 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

4 番。

#### 4 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。反対討論をいたします。

この補正予算は、防災行政無線の購入費、消防団員の療養費、とうえい温泉のボイラー更新の工事費など、町民にとって大切な予算が組まれております。私は、この予算の必要性を学び、これらに反対するものではありません。しかし私は、保健衛生費の医療センター・保健福祉センター設計者選定支援業務委託料 273 万円と地歴および土壌調査委託料 574 万円に関して、強く反対いたします。町は、この医療センター関連予算が可決されれば、建設の基本計画が確定するという考えです。すなわち、1. 無床・入院ベッドなし 2. 建設場所は旧明石の工場跡地で確定だということです。しかし、6 月議会で明らかになったことは、町は無床・入院ベッドなしの前提であった入院機能の代替施設の建設を断念していたこと。それゆえ私は、ゼロベースからの議論を訴えました。町は新たに検討組織をつくるというが、どうなるかわかりません。さらに医師・看護師・医療スタッフの確保の見通し、診療科の維持すら決まっています。町は建設場所を旧明石の工場跡地に定めたと言いますが、基本構想・基本計画に示されたのは、あくまでイメージ図であって、跡地の東側に建てるのか、西側に寄せるのか、それすらも決まっています。そのため、今回敷地全体の土壌調査を行うという答弁には納得がいきません。今議会、議員からは、他の候補地の高い利便性が語られ、「立地さえ議会では満足に議論していない」「併設の保健福祉センターに社会福祉協議会が入るとなれば、産業会館はどうなるのか。」「旧東栄病院の跡地、看護師宿舎の跡地をどうするか」の議論がない」と指摘されました。委員会での表決は 3 対 3 の可否同数で、委員長採決となりました。さらに、建設費の総事業費が分からないというのも大問題です。基本構想・基本計画では 12 億円、議会では 13 億円とも言われています。この建設費は、町が定めた基本構想・基本計画のイメージ図や「各部門の構成」というのを土台にしています。本当は、これから決めていく内容を昨年 3 月、あたかも決まったかのようなイメージ図、各部門の構成で、私たち町民を翻弄したやり方は、決して許されません。東栄町役場から配置イメージで示される明石の土地までの距離は 1 キロ以上、歩いて 10 分以上かかります。高齢者の皆さんが、役場から分庁舎機能が入る保健福祉センターまで歩けるのでしょうか。分庁舎建設については、今年 2 月の地区懇談会でも説明はなく、議会でも十分に議論されているようには思えません。町は、配置イメージの将来拡張スペースに何を入れるのかも明らかにしていません。私は、一般質問では新庁舎を建てるのではないかと質問しましたが、村上町長は明確には否定しませんでした。このように、新たな医療センター建設の問題点は数えればきりがありません。このまま関連予算の可決をもって無床化、場所を確定し議論が進むことは許されないと訴えまして、私の反対討論といたします。

## 議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

## 7番（伊藤紋次君）

賛成の立場から発言をさせていただきます。議案第58号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第1号）について』賛成の立場で討論を行います。

令和元年度東栄町一般会計予算は、統一地方選挙のため検証予算の骨格予算で形成されておりまして、今回提案されました補正予算、総額3億6,600万円余は、業務を実行するため、または東栄町の予算に肉付けをするための補正予算となっております。全体的には4月の人事異動等によります人件費の組み替えと、町民の医療を確保するための医療センター事業を進める委託料、温泉施設の健全で安定した経営・運営をするためのボイラー更新工事、防災行政無線の整備は、町民の安全安心を守るシステムを更新し、併せて行政の効率化と情報提供の拡大、利便性の向上を図る設備を併設する工事が主なものとなっております。

特に医療センター・保健福祉センターにつきましては、位置・規模等については、見直し・再検討の余地は残っていますが、今前に進まなければ東栄町の医療、北設の医療は崩壊の危機があると言わざるを得ません。施設・設備の老朽化とも相まって、タイムスケジュール的にも制約があり、先送りも後退あるいは停滞も許されない状況まで至っており、いずれも不可避の事務事業であると考えます。以上、第58号議案の賛成の討論といたします。

## 議長（原田安生君）

ほかに討論はございませんか。

（「議長、2番」の声あり）

2番。

## 2番（森田昭夫君）

私は先ほど反対討論しました4番浅尾議員とは少し反対内容が違いますので、私の意見を述べさせていただきます。まず、4番の浅尾議員は入院ベッドを維持する事が反対の大きな理由とお聞きしましたが、私は無床診療所にするにはやむを得ないと考えています。病院建設当時と現在の町の人口を比較すると大きく減少し、さらに入院患者も激減しています。さらに専門医制度がスタートし、治療の方法も、医療のあり方も大きな変遷期を迎えており、通院や往診で治療が可能、又は慢性的な治療をする患者さんには、一般病床に長期の入院は出来なくなってきましたので、有床診療所から無床診療所にするにはやむを得ないと考えています。しかしながら、本予算で診療所の建設、保健センターの設置、社会福祉協議会が入居できる建物、役場の福祉関係部署の機能を持たせる建物などを決定するには、まだまだ議論は不足していると言わざるを得ません。先日の委員会で「病院のことは充分議論してきたのに誠に残念だ」という意見がありましたが、病院の民営化や老人保健施設の設置など、病院の経営に関することは議論してきた記憶はありますが、医療施設の建設位置や付属する施設について十分な議論をしてきたと言える状況になく、私も誠に残念で

すという言葉を使いたいと思います。議論が不十分な理由、項目はいくつか挙げられます。まず第1に、建設費用と資金計画の見込みが立っていないことです。東栄町にとって多額な建設費用を必要とするのにもかわらず、概算設計ができていないから建築費用はわからないという回答ですが、どこの誰でも必要なものや買いたいもの、あるいは建てたいものがあれば当然おおよその予算と規模、資金計画を立てるはずで、現在提出した図はイメージ図であって、今後、議会に提示して規模や間取りなどを決めるということですが、おおよその間取りや規模を決めて、資金は十分あるか、将来にわたって起債の償還は大丈夫かを議会と共に議論してから進めるべきです。

第2に場所はなぜ明石産業の跡地が最適なのか議会で十分な議論をしたとは言えません。本議会の一般質問にもあったように、なぜ明石産業跡地が最もふさわしいかとの問いに、デメリットがないとの回答でした。また旧東栄小学校の跡地と比較した場合の患者さんの利便性はとの問いに、バスは小学校で繋がっており道路も広いという回答でした。さらに、将来の町の活性化や発展につながるのは本郷の平か、言ってみれば旧東栄小学校の跡地か明石産業跡地かとの問いには、どちらも発展するように努めるという回答でした。果たしてそうでしょうか。小学校や保育園の子どもたちの声や音楽、叫び声は精神的な疾患や頭痛など、病気を抱えた患者さんたちにとって、非常に苦痛なものになるのではないのでしょうか。また、救急車のサイレンは、学校や保育園の活動にも支障をきたすことが考えられ、デメリットはいかにも数多くあります。学校の教育も子どもの数は激減してきており、中学校の建物は耐震化工事をして規模が大きすぎます。子どもたちの能力向上のため、早急に小中一貫教育を検討しなくてはならない時を迎えています。その場合、小学校と中学校は少なくとも隣接していることが一番ふさわしいと考えられています。さらに患者さんの利便性を思いやった時に、通院しているついでに衣類などの買い物や農薬、銀行や郵便局など、本郷の平の方がはるかに利便性は高いと考えられます。バスに乗り降りするだけの利便性で判断をすべきではありません。東栄町は本郷の平を中心に発展をしてきました。そのために銀行や農協、郵便局、商店などが数多くありましたが、過疎化で本郷商店街は縮小の一方です。中心地が廃れると町そのものも同時に廃れてしまうと言われていています。こういったことがこの議会では議論がされていません。

第3に、本年も約3億円もの財政を投入しなければ医療機関の維持ができなくなっています。患者さんの数に比較しても3億円の費用はあまりにも多額すぎます。なぜこのような赤字経営になってしまったのか。病院経営の専門家などの経営診断を受けるなどして、経営の立て直しをしてから医療施設の建設を考えるべきです。

第4に、町は民間の空き家対策に多額の資金を投入していますが、現在の医療機関を移転する事によって現在の建物をどのように処理するかを議論すらしていません。2か所の旧の保育園、旧の東栄小学校、さらに東栄病院も空き家になり、社会福祉協議会が移転すれば、産業会館の維持も難しくなることは必至です。特に東栄病院の跡地や産業会館の土地は借地があり、土地利用の目的がなくなった場合は速やかに所有者に返還するのが建前だと思いますが、特に東栄病院は建物の解体の他、大型の浄化槽や大きな建物の基礎、看護師宿舎、下川診療所など付属する建物も多くあります。それらの解体費用など、後のことが全く議論されていません。

第5に、東栄町パブリックコメント手続要綱が平成17年4月1日から施行されています。

この要綱によれば「政策等の策定をしようとするときは、策定の意味決定前に相当の期間を設けて案を公表し、町民の意見等の提出を受けなければならない」とあります。意見の提出方法は、書面の提出や郵便、ファクシミリ、電子メールなどとなっています。執行部の説明では、各地で住民説明会を開き、この案件を説明してきたから充分であるかのような発言でしたが、参加した町民の話では、明石産業跡地に決まったかのような話で本当に決まったのかという意見も多く聞きました。執行部と議会で資金の目安や起債をする場合の起債の種類と金利、償還期間など、将来の資金計画と建物の規模、患者さん方の利便性などしっかりと議論を積み重ね、ある程度方向が固まったところでパブリックコメント要綱により町民の皆様の見解を聞き、さらに修正を加えて決定をすべきであります。医療機関を建築すれば、この先何十年と町民の皆様が使い続けなくてはなりません。将来この町を担う方々の負担にならないように、慎重かつ確実な計画を十分な議論を重ねて建てるべきであり、以上のことから私は、今ここで医療センターを決定する事に反対をします。

#### 議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

#### 5番（加藤彰男君）

賛成の立場で発言いたします。今それぞれ反対討論がありましたけども、基本的に今回の一般会計補正予算が、子育て支援センターであり、また意見は違いますが医療センター・保健福祉センターの福祉の部分、それから教育では小中学校の備品を整備する。病院そのものについて、医療センターそのものについては人工透析の装置を、そして防災では防災行政無線、これは3.11以降各自治体が素早く行っているもかかわらず、残念ながら東栄町はそれまでの行政の中の検討という結果、今これから始めようとしているということです。そして、地域支援という観光資源においては、ボイラーをどうしていくのか、とうえい温泉のボイラーをどうしていくのか。その点については、住民の皆さん、町民の皆さんの本当に毎日の暮らしやこれからの明日、明後日のこのまちの進路、運営について切実な予算も入っている。これに異論はないというふうに思います。

ただその中で、今共通して言われているところは、医療センター、保健福祉センターもですけど、医療センターについての議論があるというふうに思います。この間の一般質問を含めてトータル、個々の議員の意見の多少の違いはあるにしても、トータルに執行部側が回答されているのは地域包括ケア推進協議会、そこから答申を受けたと。その中で付帯意見等あったけどもそれを含めてまた何らかの検討をしながら、今後の医療センター建設を進めていきたいという方向だったというふうに思いますし、同時にその委員の皆様から出された入院機能の代替機能・代替施設、この部分、これ自身をどうやって具体的な合意にしていくのか。つまり入院機能の代替施設といった場合に、多分考えられる部分は医療面としての緊急性をもった入院という部分もありますし、例えば外に入院されて、そして帰ってこちらに戻るときの入院というある面では慢性期というか、そういう療養型というような考え方もあります。さらに介護保険上、例えばショートステイを含めたような形で入院という形のベッドを思わ

れる方もいます。ですから、これ私は地域包括ケア推進協議会で出された入院機能の代替施設ということについて、もういっぺん幅広く論議しながら再定義をする。つまりどういうものが必要なのか、どういう機能が必要なのか、これは大変必要ではないかというふうに思います。その中で町から出されたスケジュールがあります。当初の2020年のところから言えば、1年延ばしたになるんですけど、さらにそれを半年延ばしてというふうなことで、2022年の4月にこの新しい医療センターというのが開所し、スタートしていくというふうなことです。このスケジュールを戻っていくと、現在のところから言って今年度、この2019年度の年度末までプロポーザル方式の検討をするというふうになっております。そして今回出されている予算については、そのプロポーザルのプロセスを準備するために、それなりの選定をしていくんだということの、業務委託をするんだということですね。まずそのスタートだということです。今一番大事なことは、とうえい保育園建設の中で私たちが大きなやっばり学びがあったと思うんですね。限られた時間の中で当事者である親御さん、そしてさらに日々現場で頑張っている保育士の皆さん、そして担当課の皆さん、その皆さんの声を積み上げながら建設をする、これがまさしくプロポーザル方式だったわけですね。まさしくこの開所ときは、保育園開所ときは、多くの皆さんが集まられてその新しい保育園を本当に祝ったということなんですね。この医療センターについても、このプロポーザル方式を学びながら、さらにとうえい保育園で培ってきた経験を生かしながら、まさしく当事者が参加する、住民が参加する、幅広い意見を出す、そしてより良い、プロポーザル方式の場合、より良い設計というのは単に公だからこれでいいじゃなくて、将来的にちゃんと財産になって資産になって生かされていく施設をつくる。これはまさしく国が言っている公共施設総合管理計画が今指し示しているもう一つの方向なんですね。このプロセスを今、町としてはやろうとしているわけですから、一つは其中でまちづくり基本条例に基づいて、これをプロポーザル方式に生かしながら、より多くの住民の皆さん、まさしく今まで出てきた意見も含めてこれを積み上げて行って、やはり東栄町のさらに大きな財産として医療センターをつくるというふうなことだと思うんです。その部分のこれからのプロセスについては、十二分にこれまでの議論、それから住民の皆さんの声を含めて、ぜひ町としてはそれを受け止め、反映していただきたい。まさしくこのプロポーザル方式が進んでいく今年度、これが大変重要だというふうに思います。前提として先ほど病院の3億円という話があります。しかし、私たちのこの町は一番直近の決算統計として国に出している、全国の自治体が出している決算統計の中におけば、病院の3億円を含めて公企業会計の方に、公の方、つまり行政の単体以外の事業にどれだけというふうな金額を出しているわけですね。29年度が直近ですけど、これでいきますと6億6千万以上、私たちは病院も含めて繰り出しながらこの町の行政を進めている、暮らしを支えているわけです。ですからこの3億円、病院の3億円を含めてこれをどういうふうに建設ともに解決していくのか。つまりこのお金を今後、将来他の分野に使っていきようにしていくと、このことも求められています。ですからある面では難しさはある、しかし充分論議しなくちゃいけない。そして時間の中の一定のもとを持ちながら長期的なこの町の財政を変えていくんだという点があります。ですが、これはただ時間をかければいいではない。やっぱり知的に高い時間をつくっていく、そして今までの声を反映していくと、そういう点をぜひ町として充分受け止めていただいていると思っておりますが、改めて受け止めていただくということを前提にして、私はこの補正予算について賛成いたします。以上です。

**議長（原田安生君）**

他に討論はございませんか。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

**3番（山本典式君）**

一般会計における医療センター等の関連予算に反対します。今回の一般質問で、医療センターに関して唯一明らかになったことは「無床診療所に変更なし」との町長答弁でした。これが町長の言う町民の理解を得て、町民が納得できる町政運営と言えるでしょうか。また、今議員の質問に答えて町長の説明がありましたが、その中に結論的に「最終的な決定はもう少し時間がかかる」とのことでしたが、それならなおさらのこと、予算の提出は時期早尚と言えるのではないのでしょうか。これまでの経緯につきましては、私は議論半ばと判断しております。特に今後における医師等の確保は、建設規模にも直接影響を及ぼす重大な問題です。また、財政問題にしても仮に建設事業費の財源確保はできているということになっても、経常収支比率101強の財政状況では、後々財政悪化を招く恐れがあります。こうした財政弱小規模の町村は、大前提大型事業の集中的な実施は、財政面からいって避けるべきと私は思っております。今回、本日上程されました予算が、もし可決されたということになれば後戻りできません。以上をもって、反対討論といたします。

**議長（原田安生君）**

はい、次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

**1番（伊藤芳孝君）**

議案第58号の賛成の立場から討論を行います。今回の補正予算は、当初予算が骨格予算であったということで3億6,607万2千円の増額となりました。医療福祉センターの設計者選定や土壌調査、温泉ポイラー更新、防災行政無線整備等にかかる費用が計上されていますが、いずれも本町にとりまして重要な整備であります。特に病院整備については、大規模改修後47年を経過しました。またこの問題は、私は1期目から議論してまいりました。8年近くなります。今日の討論を聞いていても分かるとおりに、簡単には決まりません。通らなかった場合、おそらく学校問題と同じように4年後の選挙でまた心を煽ることになると思います。私は、一般質問では自分の思いや考えも言わせてもらいましたが、これ以上この問題を先送りしておくことはできません。もう前に進めなければならないと、それが町民のためだと思っておりますので、そしてまたこの3億円という赤字をずるずる引っ張っていくわけにもいきません。それで先ほど町長が言われましたように、規模や建設費はこれからまだ協議をするんだというようなことも伺いました。そういうことで私は、もう本当に迷うところでしたが、賛成するという結論を出しました。ご理解をいただきたいと、そんなふうに思います。よって本補正予算第1号に賛成をいたします。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第 58 号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<賛成者 4名>

議長（原田安生君）

挙手多数です。よって、議案第 58 号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 1 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

時間がだいぶ遅くなりましたが、ここで 10 分休憩といたします。再開は 11 時 35 分です。

<休憩 11:25～11:35>

---

#### 議案第 59 号

---

議長（原田安生君）

それでは、時間になりましたので再開をいたします。

次に、日程第 21、議案第 59 号『令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。

議案第 59 号の質疑に入ります「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。補正予算説明書の 48 ページから 51 ページまで。質疑はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

今議会の一般質問、委員会質疑の中で執行部側の答弁について 3 点確認させていただきたいと思いますので質疑いたします。

1 つ目が、今年度の愛知県の国民健康保険料の市町村標準料率、東栄町が愛知県下の自治体でも最も高い料率になっているということで間違いないかどうか、それが 1 点です。

2 点目は、私の一般質問の中でこの県の標準料率を当てはめると、町内の所得 300 万円 3 人世帯の保険料額が年 52 万になるという答弁をいただきました。この金額に対して、この 52 万に対して県のいわゆる激減緩和措置が今後行われるのかどうか、行われないという理解なんですけどよろしいでしょうか。

3 点目は、私の一般質問で東栄町に対して国保料を下げる減額措置を行って欲しいというふうに訴えたんですけども、まちは行わないという答弁でしたので、しかしお聞きしたとこ

ろ、東栄町は一般会計や国保財政基金からの繰入れで、町民の負担を軽減する施策を行っているのではないかと思いますので、その3点確認をお願いします。

(「議長、住民福祉課長」の声あり)

**議長 (原田安生君)**

住民福祉課長。

**住民福祉課長 (伊藤太君)**

まずご質問の1点目ですけども、標準保険料率に関しては議員おっしゃるとおり県下で一番高いものとなっております。

それと2番目のご質問ですけども、確かに一般質問の際には52万近い金額になると回答させていただきました。これについては、県が既に激減緩和措置を行った後の数字をもとに、そのまま標準保険料率を掛けて出しておりますので、今後県が新たに激減緩和措置を行うことはございません。

3番目のご質問ですけども、一般会計からの繰入金につきましては、事務費等に充てております。それとは別に、当初予算では財政調整基金、国保分の財政調整基金を995万4千円だったかな、それを県の納付金に充てる形で当初予算を組んでおります。ですので、急激な保険料の上昇を抑えるための措置であって、基金からの繰入れは保険料に対して行っておりますけども、一般会計からの繰入金については保険料に対しては充てておりません。以上です。

(「議長、4番」の声あり)

**議長 (原田安生君)**

はい、4番。

**4番 (浅尾もと子君)**

基金の取り崩しで充てているということなので、答弁で一般質問のときに教えていただいた滞納者に対する差し押さえを東栄町では行っていないというご答弁でしたので、そのことを含めて町独自の取り組みで加入者の負担を減らしていることと思いますので、町の取り組みを私は評価したいと思っております。

**議長 (原田安生君)**

以上ですか。その他質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

**議長 (原田安生君)**

以上で、議案第59号の質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 59 号の件を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。  
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号『令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

---

議案第 60 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 22、議案第 60 号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。

議案第 60 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 56 ページから 59 ページまで。質疑はございませんか。  
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 60 号の質疑を打ち切ります。  
続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。  
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 60 号の件を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。  
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 60 号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

---

議案第 61 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 23、議案第 61 号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。

議案第 62 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明

書の 64 ページから 67 ページ。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (原田安生君)**

以上で、議案第 61 号の質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (原田安生君)**

討論なしと認めます。これより議案第 61 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (原田安生君)**

ご異議なしと認めます。よって議案第 61 号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について』の件は、原案のとおり可決されました。

---

## 議案第 62 号

**議長 (原田安生君)**

次に、日程第 24、議案第 62 号『令和岩塩度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について』の件を議題といたします。

議案第 62 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」の全般についてお願いいたします。補正予算説明書の 72 ページから 75 ページ。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (原田安生君)**

以上で、議案第 62 号の質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (原田安生君)**

討論なしと認めます。これより議案第 62 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (原田安生君)**

ご異議なしと認めます。よって議案第 62 号『令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について』の件は、原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

次に、日程第 25、議案第 63 号『令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。

議案第 63 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。補正予算説明書の 80 ページから 83 ページ。質疑はございませんか。

（「議長、7 番」の声あり）

はい、7 番。

7 番（伊藤紋次君）

これ聞き忘れましたのでお伺いしますが、83 ページの医療費の工事請負費ですが、この透析関連の交換工事は、これ不具合とか故障によるものなのか、または定期点検ですとか通常のメンテナンスによる交換工事なのか、また定期交換ならばこれらの耐用年数はどのくらいあるのかというのを教えていただきたいと思います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（伊藤知幸君）

この工事につきましては、メンテナンス工事ということで、故障したということではなくて、寿命を延ばすため、今使用しておりますのでそのための工事でございます。

議長（原田安生君）

7 番よろしいですか。

その他ございますか。以上で、議案第 63 号の質疑を打ち切ります。

続いて、本案について論議に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 63 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号『令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 1 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

**議長（原田安生君）**

次に、日程第 26、議案第 64 号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。今日上程ですので、説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

**副町長（伊藤克明君）**

それでは補正予算書の 1 ページをお開き下さい。

議案第 64 号 令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）について。令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和元年 6 月 18 日提出、東栄町長 村上孝治。

令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）。令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,476 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,508,548 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

継続費、第 2 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 行 継続費」により。

第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入、18 款繰越金 補正額 3,476 千円。歳入合計 3,476 千円。計 3,508,548 千円。

歳出、8 款消防費 補正額 3,476 千円。歳出合計 3,476 千円。計 3,508,548 千円。

第 2 表 継続費。8 款消防費 1 項消防費、町防災行政無線整備工事監理業務委託料、総額 6,424 千円、年割額 令和元年度 3,476 千円、令和 2 年度 2,948 千円。

それでは、予算説明書により説明させていただきます。

歳出からお願いいたします。8 款 1 項 4 目無線管理費 13 節の町防災無線整備工事監理業務委託料は、工事を施工するために必要な監理業務を委託するための経費でございます。

次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開き下さい。18 款 1 項 1 目繰越金は、今回の補正予算の財源として計上してあります。

歳入は以上ですが、8 ページをお開き下さい。防災行政無線整備等工事に係る監理業務委託料につきまして、令和元年度から 2 年度の継続事業として実施させていただきますので、その継続費の調書であります。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

**議長（原田安生君）**

ただ今説明が終わりました。議案第 64 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般について質疑をお願いいたします。補正予算説明書の 4 ページから 7 ページまで。質疑はございませ

んか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

#### 4番（浅尾もと子君）

この補正予算なんですけれども、最初に渡された補正予算に載せられなかった理由というのを、もう少し詳しくお聞かせください。

（「議長、総務課長」の声あり）

#### 総務課長（内藤敏行君）

前回お話をさせていただきましたが、また改めてご説明させていただきます。最終日になってしまいましたこの理由といたしまして、工事の仕様というか設計の見直し等最終的にありました。この仕様、設計を固めるには、屋外支局を30機に増やす、最後に1機追加しました。東菌目赤羽根地内です。地図に落とすのは簡単ですが、実際どんな費用がかかるかというと、業者が現地に行って東山から電波を飛ばして電波が受信できるか、このような調査がどうしても必要となってきます。設計額を固めるのと、こちらの進捗管理があまりうまくできてなかったということで、本来一緒に出すべき予算でございますが、最終日になってしまったことを深くお詫び申し上げます。以上です。

（「議長、5番」の声あり）

#### 議長（原田安生君）

はい、5番。

#### 5番（加藤彰男君）

その仕様を見直していくという点では、いわゆる都市部の平坦な場所でこういう無線を設置する条件と極めて違っている。それぞれの東栄町の場合は、昔からヤツデの葉っぱと言われるように集落が分かれていて条件が違うわけですね。今後の中で防災行政無線は本当に住民の皆さんの命を守っていくんだという大切な一番の情報ツールだと思います。今後の中でより良い物を作っていくために、今後の中で柔軟な対応を、それは当然予算という枠があるわけですが、今後の中でも地域の皆さんや区長さん方や地域の自主防災会含めて、いろいろ検討しながらより完成度が高い物を目指していくと、作っていくと、そういう姿勢でいるということよろしいですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

#### 議長（原田安生君）

はい、総務課長。

#### 総務課長（内藤敏行君）

議員おっしゃられるとおり、今後の状況を踏まえまして、個別受信機ですとか屋外支局のスピーカー、ここら辺の改修ですとかこういったことも試みていきたいと思っております。以上で

す。

**議長（原田安生君）**

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、以上で、議案第 64 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

4 番。

**4 番（浅尾もと子君）**

この議案は、防災行政無線を設置するための新たな補正予算です。その内容は委託料 347 万円の増加、来年度含め 642 万円の補正です。しかし、私はこの議案の内容よりも町執行部の議案上程の手続きという観点から反対します。6 月 13 日の総務経済委員会の質疑の中では、6 億円の新たな無線を整備する理由は、法改正で現行のものが規格外になること、積み立てていなかったのでは起債で賄うこと、コミュニティチャンネルがどういう内容のものか、高齢者がチャンネル操作できるのかなど、大変充実した議論が行われて評決も行われました。しかし、その後町からこの無線に関する新たな補正、しかも仕様の一部変更という重要な内容が明かされました。議案は最終日に上程するという説明でしたが、私は質疑の準備ができないこと、他の議案同様 3 日前には議案を出してもらいたいというふうに訴えまして、14 日の金曜日にいただいたものですが、私は補正予算の無線の質疑・評決が終わった後に、新たな無線の補正予算を出すという町のやり方・手続きでは、町民の理解は得られないと考えます。会期内の補正に次ぐ補正という手続きを認めれば、事実上、正しい質疑応答は成り立ちません。東栄町の事業費が補正に次ぐ補正で、当初予算より際限なく膨らむという余地を、議会が、事実上認めることとなります。私は、これは議会軽視につながるものだと述べて、反対いたします。

**議長（原田安生君）**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

**5 番（加藤彰男君）**

まずこの補正の部分は、ひとつ整理が必要だと思います。繰り返しですけれども 3.11 以降、これだけ時間が経っている中で、この町でデジタル化の防災無線ができてこなかったと。それは、それまでの 3.11 以後の町政の問題もあるわけです。その中でこの事業を迅速に進めて行きたいという姿勢で進めているということがあります。それから先に言いましたように、諸条件としてこういう地域の特性の中でより良い防災行政無線システムをどう作るのか。こ

れはある面では、平坦地、都市部であるような行政地区、要するに自治体で行ったモデルをそのまま持ってきて借りて行けばいいわけじゃなくて、相当オリジナル性が高いんじゃないかというふうに思います。その点では、これは一刻も早くという面と、それからやはり完成度が高いということを求めたいと思います。しかし一方で、この町の地方分権以来の2000年以降のところで、この間一般質問でしてきましたけど、働き方改革をしていくんだと、それから行政をやはりそれぞれの課題を整理して、職員の皆さんがより高い気持ちを持って仕事の効率を上げていくということが今求められているし、それが進んでいるというふうに思います。ですから例えば、この補正も補正の当初のところから出てくる、初日で出てくるのが望ましいにしても、その中でやはり限られた人員の中でこの業務をより完成度を高めていくために作業をしていくということだと思います。それが今回の結果ということです。本来求めるべき理想としてはそうであるんですが、この本定例会の中で是非この事業を、この定例会を迅速に進めて行きたいということが執行部であり、また担当課がしていると思いますので、その点で今後の中での教訓はあるとしても、この補正予算そのものに反対する根拠となりえないと思います。これはやはり賛成してしかるべき事業を進めていくと、それで今後の中でよりこの事業が円滑に進んでいくための方策、また仕組み、計画を担当課も活かしていただくと、このことが基本だと思いますので、以上の点で賛成いたします。

**議長（原田安生君）**

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（原田安生君）**

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第64号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いします。

<挙手 賛成者6名>

**議長（原田安生君）**

挙手多数であります。よって、議案第64号『令和元年東栄町一般会計補正予算（第2号）』の件は、原案のとおり可決されました。

## ----- 意見書第2号 -----

**議長（原田安生君）**

次に、日程第27、意見書第2号『地方財政の拡充を求める意見書（案）の提出について』の件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番 総務経済委員長。

## 1 番（伊藤芳孝君）

意見書第 2 号 地方財政の拡充を求める意見書（案）の提出について。地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書（案）を東栄町議会会議規則第 13 条の規定により提出する。令和元年 6 月 18 日提出、提出者 東栄町議会議員 伊藤芳孝、賛成者 東栄町議会議員 山本典式。

内容の詳細につきましては、議会事務局長に朗読説明させますので、よろしく願いいたします。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

## 議長（原田安生君）

議会事務局長。

## 議会事務局長（長谷川伸君）

それでは、地方財政の拡充を求める意見書（案）について、朗読させていただきます。

現在、地方自治体の財源不足は依然として深刻な状況であり、地方交付税の法定率の抜本的な引き上げなどの地方財政の拡充が求められている。国の地方交付税制度では「行革努力」を算定に反映するなど「トップランナー方式」を一つの指標として、全国の自治体の算定が進められている。また政府は、総務省の「自治体戦略 2040 構想研究会」報告書において、①スマート自治体への転換、②公共私によるくらしの維持、③圏域マネジメントと二層制の柔軟化、④東京プラットフォームなどを論議され、とりわけ「スマート自治体」への転換として、「破壊的技術（AI、ロボティクス等）」を使いこなして自治体職員を半減化する方向や、新しい公共私協力関係の構築、圏域単位で行政を進めるためのスタンダード化や都道府県の広域調整機能など、この構想が、これまで築き上げてきた地方自治を後退させるのではないかと地方団体や日本弁護士連合会から批判や危惧の意見も上がっている。国には国民が等しく、憲法が定める健康で文化的な生活が営めるように、地方財政法に基づき地方自治体に必要な地方財源を保障する責任があると考えます。よって、東栄町議会は、下記の事項を実現するよう要望する。

記、1、憲法に基づき国が生活の最低限度（最低水準）を保障し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるよう地方自治と地方財政を拡充すること。

2、地方交付税について、法定率を抜本的に引き上げ、地方の財源格差是定と財源保障の機能を果たすよう拡充すること。

3、地方自治体の公共施設等総合管理計画に対する施設の耐震化や建て替えを行うための財政措置を充実させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。愛知県北設楽郡東栄町議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣でございます。以上でございます。

## 議長（原田安生君）

提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

## 議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

本件は討論を省略し、直ちに採決に入ることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（原田安生君）**

ご異議なしと認めます。意見書第2号の件を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（原田安生君）**

ご異議なしと認めます。よって意見書第2号『地方財政の拡充を求める意見書（案）の提出について』の件は、原案のとおり可決されました。

#### ----- 議会運営委員会の閉会中の継続審査について -----

**議長（原田安生君）**

次に、日程第28、『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の件を議題といたします。議会運営委員長から、次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第73条の規定により、「閉会中の継続審査の申し出」があります。

ここでお諮りします。委員長から申し出のとおり「閉会中の継続審査」とすることに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（原田安生君）**

ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり「閉会中の継続審査」とすることに決定しました。

#### ----- 閉 会 -----

**議長（原田安生君）**

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。会期中、皆様方のご協力に対しまして、厚くお礼申し上げます。

これもちまして、『令和元年第2回東栄町議会定例会』を閉会いたします。

<終了 12:03>

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

---

署名議員

---

署名議員

---